

防衛省開発航空機の民間転用に関する検討会取りまとめ概要

1. 防衛省開発航空機の民間転用の背景

- ◆ 我が国の防衛生産・技術基盤は**厳しい財政状況、調達数量の減少に直面**。国内基盤の喪失による中長期的かつ安定的な防衛力の維持に支障を来すことが懸念。
- ◆ 航空機については、防衛分野と民生分野で共通する技術基盤が多くあり、民生分野の活性化に資する施策を講じることが、**我が国の航空機の生産・技術基盤の維持・活性化**、ひいては**防衛生産・技術基盤の維持・強化**に繋がるといった観点から、**防衛省開発航空機の民間転用**について検討。
- ◆ 民間転用を促進することで、**防衛省の技術資料に対する利用料**に加え、防衛省機と民間転用機との**量産効果**による機体、エンジン、補用品等の費用低減も期待。

2. 民間転用の展望

- ◆ 防衛省開発航空機である**US-2、XC-2及びXP-1**※について、開発企業が民間転用機の開発を検討。 ※XP-1については、開発成果を将来の民間機開発に適用することを検討
- ◆ JAXAの技術協力や関係省庁による事前相談の実施・検討。



3. 民間転用の在り方

<基本的な考え方>

- 防衛省開発航空機の民間転用が可能となることで、開発担当企業は、防衛省以外の市場を獲得可能
- 防衛省としても、企業により民間転用機が開発・生産・販売されることで、3つのメリットを獲得



国・企業間において、民間転用に関する適切な枠組みの下、Win-Winの関係を築くことが重要

3つのメリット

- ① 我が国の防衛生産・技術基盤の維持・向上
- ② 防衛省機と民間転用機の量産効果による防衛省機にかかる価格(航空機購入費、後方経費(技術維持費・治工具維持費))の低減
- ③ 防衛省機が民間転用機のMRO※設備を利用可能
※Maintenance Repair Overhaul

上記の基本的な考え方を踏まえ、下記事項について具体的な制度設計に向けての指針を示した。

○企業による国への利用料の支払の在り方

- 企業は、民間転用機を生産・販売する際に国に帰属する技術資料の内容を実施するため、試作研究請負契約に基づき利用料が発生
- ➡ 企業による民間転用機のエアライン等への販売状況に応じ、**利用料**として国に納付

○企業に対して発生する付随義務

- ➡ 「利用料関係書類の保管」、「下請企業等に対する監査の実施」等

○民間転用不可の装備品・技術

- 企業が民間転用機にも搭載・適用することで自衛隊の任務に影響を与え得る装備品・技術については、民間転用を認めない。
- ➡ 性能に秘匿すべき事項が含まれているものは民間転用不可 (例:搭載アビオニクス)

○技術資料の開示・使用

- ➡ プロモート活動や型式証明の取得等を目的とする技術情報は、秘に係る内容以外は原則開示。

利用料の算出

$$\text{利用料} = \text{基本額} \times \text{利用率}$$

基本額 = 「販売価格 × 販売数量」 or 「販売利益金額」

・販売利益金額を基本額とする場合は、その額の妥当性を確認できる中立的な監査体制などを前提

$$\text{利用率} = \text{基準率} \times \text{寄与率} \times \text{実施条件による率}$$

基準率	基本額	率
	販売価格 × 数量	2%~4%
	販売利益金額	10%~30%

$$\text{寄与率} = \frac{\text{防衛省機の開発経費} - \text{民間転用されない装備品等の開発経費}}{\text{民間転用機の総開発経費}}$$

実施条件による率

<実施条件>

- ・量産効果による経費低減効果
- ・派生技術のフィードバック
- ・運用情報等の提供

→ 50%~100%

4. 今後に向けて

- ◆ 本検討会でまとめた基本的な考え方に基づいた具体的な制度設計への取組
- ◆ 民間転用事業の推進を目指した関係省庁等の連携
- ◆ 国内防衛生産・技術基盤全般の活性化を図るための更なる検討

○ **支払義務の存続期間**: 最初の契約時から20年間

○ **支払時期**: 製品を引き渡した翌事業年度 (延納措置あり)

○ **契約時上の決定**: 基本額、利用率等の設定は契約で決定